

事 務 連 絡  
平成30年10月24日

各都道府県選挙管理委員会事務局 }  
各指定都市選挙管理委員会事務局 } 御中

総務省自治行政局選挙部管理課

参議院比例代表選出議員の選挙における氏名等の掲示について

公職選挙法等の一部を改正する法律（平成30年法律第75号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、参議院比例代表選出議員の選挙における優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位を参議院名簿に記載された候補者の投票記載所における氏名等の掲示については、改正法による改正後の公職選挙法（昭和25年第100号）第175条第5項により、その他の参議院名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該その他の参議院名簿登載者の氏名の次に掲載をするものとされました。

その具体的方法については、平成30年7月25日付け事務連絡「公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う管理執行上の留意点について」において別途お知らせすることとしていましたが、このたび公示日に総務省において作成する原稿を別紙のとおりとする予定ですのでお知らせします。

各都道府県選挙管理委員会におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村選挙管理委員会に対して、この旨周知をお願いします。

担当 選挙管理第二係  
電話：03-5253-5573

年 月 日 執行 参議院比例代表選出議員選挙 参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名掲示

何市(区町村)選挙管理委員会

(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	(ふりがな) 略 称																																																						
参議院名簿登載者の氏名 (ふりがな)	○ ○ △ △	<table border="1"> <tr> <td>優先的に当選と なるべき候補者 (順位) (氏名)</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	優先的に当選と なるべき候補者 (順位) (氏名)	3	2	1					<table border="1"> <tr> <td>優先的に当選と なるべき候補者 (順位) (氏名)</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	優先的に当選と なるべき候補者 (順位) (氏名)	3	2	1					<table border="1"> <tr> <td>優先的に当選と なるべき候補者 (順位) (氏名)</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	優先的に当選と なるべき候補者 (順位) (氏名)	3	2	1					<table border="1"> <tr> <td>優先的に当選と なるべき候補者 (順位) (氏名)</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	優先的に当選と なるべき候補者 (順位) (氏名)	3	2	1					<table border="1"> <tr> <td>優先的に当選と なるべき候補者 (順位) (氏名)</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	優先的に当選と なるべき候補者 (順位) (氏名)	3	2	1					<table border="1"> <tr> <td>優先的に当選と なるべき候補者 (順位) (氏名)</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	優先的に当選と なるべき候補者 (順位) (氏名)	3	2	1				
優先的に当選と なるべき候補者 (順位) (氏名)	3	2	1																																																				
優先的に当選と なるべき候補者 (順位) (氏名)	3	2	1																																																				
優先的に当選と なるべき候補者 (順位) (氏名)	3	2	1																																																				
優先的に当選と なるべき候補者 (順位) (氏名)	3	2	1																																																				
優先的に当選と なるべき候補者 (順位) (氏名)	3	2	1																																																				
優先的に当選と なるべき候補者 (順位) (氏名)	3	2	1																																																				
	◇ ◇																																																						
	◇ ◇ ◇ ◇ ◇																																																						